

# Straight away

## IFRS bulletin from PwC

12 May 2011

### IASB が、他の事業体に対する持分の開示に関する重要基準である IFRS 第 12 号を公表

#### 何が問題となっているか？

国際会計基準審議会 (IASB) は、報告企業の範囲に対応する 5 つの新基準グループの 1 つとして、IFRS 第 12 号「他の事業体に対する持分の開示」を公表しました (ジョイント・アレンジメントおよび連結の両基準に関する「Straight away」をご参照ください)。IFRS 第 12 号は、IFRS 第 10 号「連結財務諸表」および IFRS 第 11 号「ジョイント・アレンジメント」の 2 つの新基準に基づいて報告する企業に求められる開示を規定するものであり、現在の IAS 第 28 号「関連会社に対する投資」で求められる開示規定を置き換えます。IAS 第 27 号は「個別財務諸表」と名称が変更され、個別財務諸表のみを扱う基準となります。個別財務諸表に関する既存の指針と開示規定に変更はありません。

新基準である IFRS 第 12 号は、子会社、関連会社、ジョイント・アレンジメントおよび非連結の組成された企業に対する自社の持分の性質、リスクおよび財務的影響を財務諸表利用者が評価するのに役立つ情報を開示するよう、企業に要請しています。

この目的を満たすために、以下の領域における開示が要求されます。

#### 重要な判断と仮定

企業が他の事業体を支配している、共同支配している、重要な影響を与えている、または一定のその他の持分を有しているか否かを決定する際の重要な判断および仮定には、以下が含まれます。

- 連結における本人/代理人関係の評価
- ジョイント・アレンジメントの種類の設定
- 議決権が、20%から 50%の範囲の場合、および、50%を超える場合のそれぞれの重要な影響および支配の推定の取消

#### 子会社に対する持分

以下に関する情報が含まれます。

- グループ構成
- 非支配持分 (NCI) がグループの活動およびキャッシュ・フローに対して有する持分、ならびに重要な NCI を有する子会社の情報 (名称、主たる営業場所、および要約財務情報など)
- 負債を決済する際の、資産および債務へのアクセスに対する著しい制限
- 連結されている組成された事業体に伴うリスク (グループに財政支援をするよう要請できるアレンジメントなど)



- 支配の喪失をもたらさない子会社持分の変動の会計処理—親会社に帰属する資本持分への影響の明細
- 支配の喪失の会計処理—認識された利得/損失の詳細、およびそれが計上されている包括利益計算書における表示科目
- 異なる年度末(報告日)を用いて連結されている子会社

- 組成された事業体からの収益の要約
- 組成された事業体に移転した資産の帳簿価額
- 組成された事業体に関連して認識している資産および負債、ならびにその勘定科目
- 当該関与から生じる最大損失額
- 当該事業体に提供された財務またはその他の支援に関する情報、またはそのような支援を提供する現在の意図

### ジョイント・アレンジメントおよび 関連会社に対する持分

詳細な開示項目には以下が含まれます。

- 名称、設立国、主たる営業場所
- 保有持分の割合および測定方法
- 要約財務情報
- 公正価値(公表済みの相場が入手可能な場合)
- 資金の移転能力または債務の返済能力に対する重要な制限
- 年度末が親会社と異なるジョイント・アレンジメントまたは関連会社の年度末
- 損失、コミットメントおよび偶発債務に対する未認識の持分

### 非連結の組成された事業体に対する持分

詳細な開示項目には、以下が含まれます。

- 組成された事業体の性質、目的、規模、活動、およびファイナンスの方法
- 発起人となる組成された事業体の決定方針

### 影響を受ける企業は？

子会社、関連会社、ジョイント・ベンチャー、または非連結の組成された企業に対して持分を有するすべての企業は、開示規定の増加に直面する可能性があります。

当該基準は、2013年1月1日以降に開始される事業年度に発効し、早期適用が認められます。企業は、IFRS第12号の完全適用、IFRS第10号、第11号、IAS第27号(改訂)、28号(改訂)の適用をせずに、上記の開示事項の一部または全部を開示することができます。

### 次のステップは？

経営者は、求められる情報を集めることができるように、追加プロセスを導入する必要があるか検討しなければなりません。

This publication has been prepared for general guidance on matters of interest only, and does not constitute professional advice. It does not take into account any objectives, financial situation or needs of any recipient; any recipient should not act upon the information contained in this publication without obtaining independent professional advice. No representation or warranty (express or implied) is given as to the accuracy or completeness of the information contained in this publication, and, to the extent permitted by law, PricewaterhouseCoopers LLP, its members, employees and agents do not accept or assume any liability, responsibility or duty of care for any consequences of you or anyone else acting, or refraining to act, in reliance on the information contained in this publication or for any decision based on it.

© 2011 PwC. All rights reserved. Not for further distribution without the permission of PwC. "PwC" refers to the network of member firms of PricewaterhouseCoopers International Limited (PwCIL), or, as the context requires, individual member firms of the PwC network. Each member firm is a separate legal entity and does not act as agent of PwCIL or any other member firm. PwCIL does not provide any services to clients. PwCIL is not responsible or liable for the acts or omissions of any of its member firms nor can it control the exercise of their professional judgment or bind them in any way. No member firm is responsible or liable for the acts or omissions of any other member firm nor can it control the exercise of another member firm's professional judgment or bind another member firm or PwCIL in any way.